

◇上尾市立小・中学校管理規則 新旧対照表

改正後 (太字 改正部分)	改正前 (____ 改正部分)
<p>(栄養主査等)</p> <p>第14条の4 学校に、栄養主査、栄養主任、栄養技師、主任専門員及び専門員を置くことができる。</p> <p>2 栄養主査は、上司の命を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項で困難なものをつかさどる。</p> <p>3 栄養主任及び主任専門員は、上司の命を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項で相当困難なものをつかさどる。</p> <p>4 栄養技師及び専門員は、上司の命を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる。</p> <p>5 第1項に規定する職員の職は、学校栄養職員をもって充てる。</p>	<p>(栄養主査等)</p> <p>第14条の4 学校に、栄養主査、栄養主任及び栄養技師を置くことができる。</p> <p>2 栄養主査は、上司の命を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項で困難なものをつかさどる。</p> <p>3 栄養主任は、上司の命を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項で相当困難なものをつかさどる。</p> <p>4 栄養技師は、上司の命を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる。</p> <p>5 第1項に規定する職員の職は、学校栄養職員をもって充てる。</p>
<p>(事務主幹等)</p> <p>第14条の5 学校に、事務主幹、事務主査、事務主任、事務主事、主任専門員及び専門員を置くことができる。</p> <p>2 事務主幹は、上司の命を受け、特に困難な事務を掌理する。</p> <p>3 事務主査は、上司の命を受け、困難な事務に従事する。</p> <p>4 事務主任及び主任専門員は、上司の命を受け、相当困難な事務に従事する。</p> <p>5 事務主事及び専門員は、上司の命を受け、事務に従事する。</p> <p>6 第1項に規定する職員の職は、事務職員をもって充てる。</p>	<p>(事務主幹等)</p> <p>第14条の5 学校に、事務主幹、事務主査、事務主任及び事務主事を置くことができる。</p> <p>2 事務主幹は、上司の命を受け、特に困難な事務を掌理する。</p> <p>3 事務主査は、上司の命を受け、困難な事務に従事する。</p> <p>4 事務主任は、上司の命を受け、相当困難な事務に従事する。</p> <p>5 事務主事は、上司の命を受け、事務に従事する。</p> <p>6 第1項に規定する職員の職は、事務職員をもって充てる。</p>
<p>(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)</p> <p>第14条の6 学校に、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置く。</p> <p>2 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。</p>	